

外92-57

早稲田大学大学院理工学研究科

## 博士論文概要

論文題目

### 如法一町家の研究

申請者

平山 育男

Ikuo Hirayama

平成4年12月

理 1657 (1934)

日本住宅史の2大様式として寝殿造と書院造とが挙げられるが、このうち寝殿造を語る際、必ずと言ってよいほど引用される言葉に「如法一町家（左右対中門等相備）」の語がある。これは元来、平安期貴族藤原宗忠の日記『中右記』に用いられた一語であるが、太田博太郎はこれこそが寝殿を中心建物が配される左右対称の寝殿造の理想形を示すとした。以後、寝殿造の研究ではこの理想形の成立・形態に対し多くの議論がなされ、同時に如法一町家各邸宅の研究はかなりの密度で行われた。しかし如法一町家の具体像は未だに定説を見るに至らず、諸説とも左右対称の考え方を前提に、これを単に標準型等の言葉に置き換えたものに過ぎない。

ところがこの言葉は同時代の他記録には記載が無く、現存する『中右記』でもわずか6回、大炊御門北東洞院西殿、三条北烏丸西殿、六角東洞院殿、土御門北高倉東殿の4邸宅の紹介に用いられていることから、これが非常に限られた邸宅に藤原宗忠が意識的に冠した言葉と考えられるのである。

そこで本研究では従来の視点を離れ、如法一町家とは平安後期の院政期という時代の中で、単に儀式に限らない大きな視野の中で検討するという方法を探り、既存史料を通して如法一町家の姿と役割を明らかとし、併せて平安後期における如法一町家の歴史的意味とその特質を解明することを目的とした。また、これによって初めて如法一町家が正当に評価されるわけであるが、併せて如法一町家の日本住宅史における意義を示した。

本論文は序論、本論3編10章、結論から構成されるが、以下に概要を述べる。序論では本研究の目的と方法、既往の研究と問題点及び本論文構成を述べた。

本論第1編では、如法一町家とされた4邸宅の建立年代・位置等の概要と、殿舎の構成・様式、建立目的等の解明を通じ、如法一町家の実像を述べた。

第1章では如法一町之家第1期大炊殿と第2・3期大炊殿について述べた。大炊殿は各期とも鳥羽天皇の東宮・天皇御所として建立され、規模の分かる第1・2期大炊殿は“如法一町之作”を満たし、両邸には恐らく南池の無かったことを示した。様式は第2期大炊殿が“凡人牘”で造作されたが、一部には内裏に準ずる様式と構成が存在したが、短期間で移築造作が可能であったのは、移築前の第1期大炊殿が既に内裏に準ずる様式と構成を持った可能性の高いためであることを示した。また大炊殿は白河院政と密接な関係にあり、各期とも白河院の最も忠実な臣下である近臣受領が成功（売官）に応じて殿舎の造作に当たったことを述べた。

第2章では如法一町家三条烏丸殿について述べた。同殿は嘉承2（1107）年頃に院近臣藤原基隆により造立され、殿舎の構成は如法一町之作を満たすもので南池は無かったが、天皇御所として用いるのに必要な用件を備えた邸宅であったことを明らかとした。また同殿は白河院へ進上されることを前提に如法一町家として造作・整備されたらしく、造立者基隆は功績を女婿信通に譲り、更に三条烏丸

殿は土御門烏丸殿の完成に伴い、承久5（1117）年頃にそれまで院御所とされた基隆所有の三条北大宮東殿と相博（交換）された可能性の高いことを示した。

第3章では、如法一町家六角東洞院殿について述べた。位置は東洞院東六角北もしくは南で、構成は如法一町之作とされたことから、恐らく寝殿を中心に“東西対東西中門”を備えたことを論じた。また、同殿は閔白藤原忠実嫡男忠通婚姻後の新居として妻宗子の父宗通によって造作されたが、この婚儀並びに如法一町家六角東洞院殿に不満を抱く白河院は火を放たせたと考えられることを示した。

第4章では如法家土御門高倉殿について述べた。当殿は源雅実の任大臣大費にあわせ康和3（1101）年12月までに寝殿が建設され、雅実と白河院の関係を考えると康和5（1103）年11月までには東対代も造作されたことを論じた。殿舎構成は如法一町之作を満たし、南池はあっても小規模で、天皇御所とするのに必要な用件を備えたために天皇御所として3回利用されたことを述べた。

第5章では以上の考察を受け、如法一町家の性格を示した。如法一町家の各邸宅はいずれも白河院政期に院の近臣受領や反摶閥家の立場にある人々により造立され、完成前に焼失の六角東洞院殿を除いては鳥羽天皇御所とされたことを示した。また、殿舎構成は“左右対中門等相備”とされる“如法一町家作”を満たし史料のない六角東洞院を除き、南池はあっても小規模であったことを示した。

一方、天皇御所として用いるための用件として史料より、寝殿・中殿（清涼殿）とすべき対屋・南庭はいずれもある程度の規模が必要であるとの条件を抽出して、天皇御所とされた如法一町家はこの条件を満たすことを示した。

更に“如法”的用例と“如法一町家”とを同義とすれば、“如法一町家”的“如法”とは建物だけではなく、庭園部分まで視野に入れ、内裏における殿舎と庭園等の構成と考えられることを明らかとした。

第2編では如法一町家に深い関係を有す白河院御所と同時期の鳥羽天皇御所について検討を加えた。

第1章では白河院御所の性格について述べた。白河院は宗仁親王生誕から践祚の間、親王を摶閥家等から守る後楯として同御所に留まつたが、鳥羽天皇践祚後は上皇と内侍所安置後の天皇は同宿を避ける慣例に基づき、天皇と白河院は同御所に留まることができなくなった。しかし践祚後も天皇と白河院を巡る関係はがら変わらず、以後も白河院御所は便宜を考え鳥羽天皇御所の近くに定められ、承長元（1096）年以後の院御所は、受領及び院別当が関係した点を明らかとした。

第2章では鳥羽天皇御所の性格について述べた。鳥羽天皇御所は承久5（1117）年までは多く如法一町家を初め内裏の様式・構成に準じた邸宅があつられ、以後は平安内裏を初め模した土御門烏丸殿が御所とされた。中心的な鳥羽天皇御所であった大炊殿・土御門烏丸殿は、史料の残らぬ第3期大炊殿を除き、いずれも院の別当・近習受領が成功に応じて建立した。そして鳥羽天皇御所は多く白河院の意志で決められ、内裏以外の御所建立はいずれも白河院御所での議定・御前

によって決定された点を明らかとした。

第3編では以上の成果を踏まえ、如法一町家の建築史上における意味を示す。

第1章では凡人跡・内裏跡の語の内容について述べた。この語は第2期大炊殿建立時に出されたが、凡人跡の邸宅にも一部には内裏の構成・様式を持つものや天皇御所の使用を前提に修理・造作の行なわれた邸宅も在ることを示し、内裏跡とは邸宅の大部分を内裏に模して造作された邸宅であることを示した。また内裏跡による天皇御所の造営を推進したのは白河院であることを明らかとした。

第2章では鳥羽天皇の時代に平安内裏を初めて模して、即ち内裏跡で造営の行なわれた土御門鳥丸殿の建立意義について考察した。白河院にとって院近臣受領による内裏以外の天皇御所造営は鳥羽天皇践祚後の一貫した方針であり、殿舎形式を内裏跡とすることは大炊殿以来の懸案であったが、土御門鳥丸殿の完成でようやくそれが実現したことを示した。また、白河院が内裏以外の邸宅を天皇御所と定めたのは鳥羽天皇を外部勢力から守るために、院は御所を天皇御所の近隣に設けることで政を見守る形態、即ち院政をより可能にした。更に、白河院が内裏以外の天皇御所を内裏跡によって造営することを推進したのは、白河院が同殿を内裏と同格の天皇御所とすることを望んだためであることを示した。

第3章では従来の天皇御所との比較から鳥羽天皇御所の特質を挙げ、如法一町家の建築史上における意味を示した。天皇は平安遷都以来、内裏を御所とするのが原則であったが、内裏が焼失等で使えないようになった場合、平安初期には後院を充て、円融天皇の時に初めていわゆる里内裏として堀河殿を利用した。しかし、この原則も白河天皇の時に破られ、鳥羽天皇に至っては全在世期間中、内裏が現存したにもかかわらず白河院の判断により白河院御所近隣の邸宅が御所とされた。また、内裏の外に設けられた天皇御所は道長の時代頃までは多く寝殿を中心に東西対・東西中門の構成が見られ、堀河・白河天皇御所も多く寝殿を中心に片側を対もしくは小寝殿、反対側を対代（廊）として東西に中門を置く構成であった。鳥羽天皇御所は1町の敷地に寝殿を中心に東西に対（代）と中門を備えた如法一町家や土御門鳥丸殿が中心的に用いられたが、基本的には白河天皇時代以降の内裏以外の天皇御所と同一の規範によった。ところで11世紀半ばから12世紀初めの一般邸宅は寝殿と片側の対や小寝殿の構成であった。

つまり、如法一町家とは当時の一般邸宅には見られぬ寝殿を中心に“東西対東西中門”が池を持たぬ南庭を囲繞する内裏に則った殿舎と庭園の構成であることを示した。また、如法一町家は建築史上、建物の構成面では従来の内裏以外の天皇御所の系譜上に据えられるが、様式・建立理由の面では院政の内裏として造営された土御門鳥丸殿の前段階に位置されることを示した。これより、如法一町家とは従来考えられていた寝殿造一般の理想形という意味ではなく、院政期の内裏以外の天皇御所の定形として捕えるべきであることを示した。

結論では本論各章における考察の内容を要約し、総括的に掲げた。